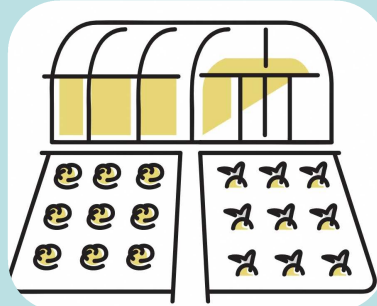
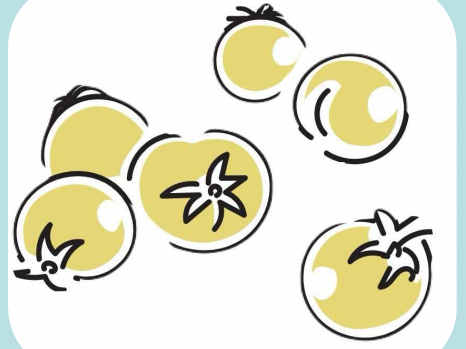
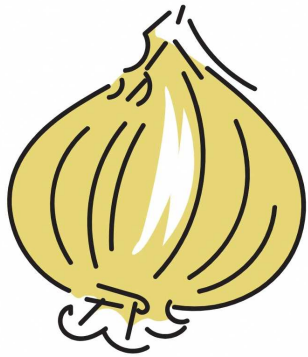


# 静岡県で農業を 体験してみませんか？

ちょっと



## 短期農業インターン 受入事業



日本一高い富士山や日本一深い駿河湾...多様な風土と温暖な気候に恵まれた静岡県は、多彩な農林水産物の宝庫です。さあ、ごいっしょに農業体験！

体験内容

- 体験日数：1回あたり3～7日 ※高校生は1日から可能
- 体験日程：相談の上、自由に設定
- 体験作目：野菜、果樹、茶、花など
- 作業の例：種まき、植え付け、収穫、出荷など
- 参加費用：無料

※旅費などの必要経費は自己負担



その他、お申込方法等は裏面をご確認ください！👉

## 令和6年度 募集内容

### ■体験先

静岡県内の農業者や農業法人  
※募集要項に過去実績リストを掲載

### ■体験実施時期

令和7年2月28日(金)まで  
※体験先との調整により決定

### ■体験日数

1体験先当たり3日～7日  
(高校生の場合は1日～7日)  
※最大3体験先で体験可能

### ■参加資格

独立就農・法人就職問わず、  
職業として農業に関心があり、  
静岡県内で農業への就業を希望  
していること

### ■募集人数

35人程度

### ■参加費

無料  
※旅費、食費、傷害保険料等の  
必要経費は自己負担

### ■申込方法

県農林事務所と就農相談を行った  
上で、所定の申込用紙にてお申込  
ください。

### ■申込期間

令和7年1月31日(金)まで  
(定員になり次第終了。)

### ■注意事項

体験を受ける場合は、御自身で  
傷害保険へ加入していただきます。

## お申込み～実施までの流れ

**就農相談**: 県農林事務所担当者と就農に  
向けた面談を行います(対面が困難な場  
合は電話等)。

**申込書記入**: 申込用紙は最寄りの県農林  
事務所等で入手できます。また、静岡県  
のホームページからダウンロードもでき  
ます。

**申込書提出**: 申込書を県農林事務所に郵  
送もしくは持参してください。

**申込内容の確認**: 県農林事務所より電話  
等で申込内容の確認をします。

**体験先の決定**: 県農林事務所より体験先  
を連絡します。

**体験先へ連絡**: 体験先決定後すぐに体験  
先へ連絡し、体験日程や宿泊の確認、持  
ち物や交通手段などを相談してください。  
○**体験計画書等を作成するとともに、  
傷害保険に加入してください。**

**体験開始**: 農業体験を開始!  
(必ず体験先のルールを守ってください。)

**体験終了**: 体験報告書を作成し、体験先に  
提出して、体験終了です。  
後日、県農林事務所よりヒアリングがあり  
ます。

## ご相談・お問合せ先

### ○最寄りの県農林事務所

賀茂農林事務所(下田市) 0558-24-2076  
東部農林事務所(沼津市) 055-920-2158  
富士農林事務所(富士市) 0545-65-2194  
中部農林事務所(静岡市駿河区) 054-286-9021

### ○静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
TEL: 054-221-2629 FAX: 054-221-3688  
Eメール: nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

志太榛原農林事務所(藤枝市) 054-644-9214  
中遠農林事務所(磐田市) 0538-37-2269  
西部農林事務所(浜松市中央区) 053-458-7212